

市町編

市町では、犬の登録や狂犬病予防業務など日頃の業務において、動物の適正飼養について啓発を推進するとともに、災害発生時に避難所を設置する場合には、ペットを同伴する被災者の受け入れについても考慮し、被災者がペットと一緒に避難し安心が得られるよう努めるものとします。

同行避難は、飼い主がすみやか避難するためだけでなく、ペットが放浪することで起こること、例えば咬みつき事故や野良化などの住民への危害を防止し、生活環境保全のためにも重要です。

1. 平常時

(1) 飼い主への啓発

ペットの適正な飼育や災害時の備え等について飼い主への啓発を推進します。



- ・ 飼い犬登録や年1回狂犬病予防接種を実施すること
- ・ 鑑札と注射済票の装着が義務付けられていること

(2) ペット同行避難者の受入れ検討

避難所におけるペット同行避難者の受入れができるよう検討・検証します。

(3) 防災訓練やマニュアルの見直し

ペットの同行避難が可能となった市町は、防災訓練でのペットの同行避難の実施やマニュアルの見直しを図ります。

避難所におけるペット同行避難者の受入れについては、動物を飼っていない人にも配慮し（鳴き声、毛の飛散、臭い、アレルギー等）、下記の項目について検討を行います。

- ・ 避難所施設や地域の状況に合わせ、ペットの飼育場所を選定し、何頭収容可能かについても把握する。

例： ・ 人が生活する場所とペットの飼育場所を分ける。
・ ペット飼育者とペット非飼育者の生活場所に分ける。
・ 人の動線を考え、人と動物もともに落ち着けるように配置する。

- ・飼育管理のルールを決め、受付、配分、当番等のマニュアルを作成する。
（ペットの飼育については、飼い主が責任をもって管理する。
あらかじめ飼育管理のルールを作成し、地域住民へ**周知徹底**を図ることで、
災害時に備える。）
- ・情報収集方法を確認する。（ペットフード等の物資の供給、迷子のペット）
*災害時、収集した情報はとりまとめて、市町を通じ**滋賀県動物救護本部**へ
支援を要請する。
- ・同行避難ができる避難所を住民へ周知する。
- ・避難所でのペットの受入れ等について、地域防災計画や避難所運営マニュアル
に加える。

飼育場所の条件

・風雨や暑さをしのげ、清掃しやすい場所

屋根付きガレージ等が利用できます。犬は人間のように発汗による体温調節があまりできません。犬猫の最適温度は22℃前後で、人ならば涼しいと感じる環境です。人が暑いと感じる環境は、熱中症になる可能性があります。

・臭いがこもらない、もしくは多少臭いがこもっても大丈夫な場所

建物の室内などでは臭いが染み付くこともあります。

・避難施設(人の居住場所)および避難者の往来から離れた場所

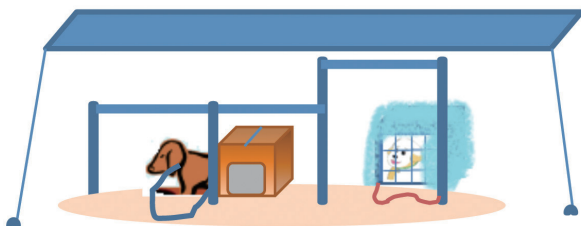
他人の気配によってペットが落ち着かなくなります。動物嫌いな避難者にとって動物がいることがストレス要因になります。避難者の安全確保を考え設定します。

・ペットの臭気や鳴き声が避難所にできるだけ届かない場所

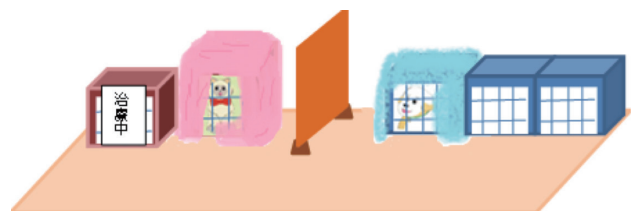
動物好きな人にとっても、非常時には臭気や鳴き声がストレス要因となりえます。

・ペットの保管場所だと明確に示すことができる場所

避難しているペットにもストレスがかかっているため、不用意な接触による事故を防止します。特に小さな子供等には注意する必要があります。

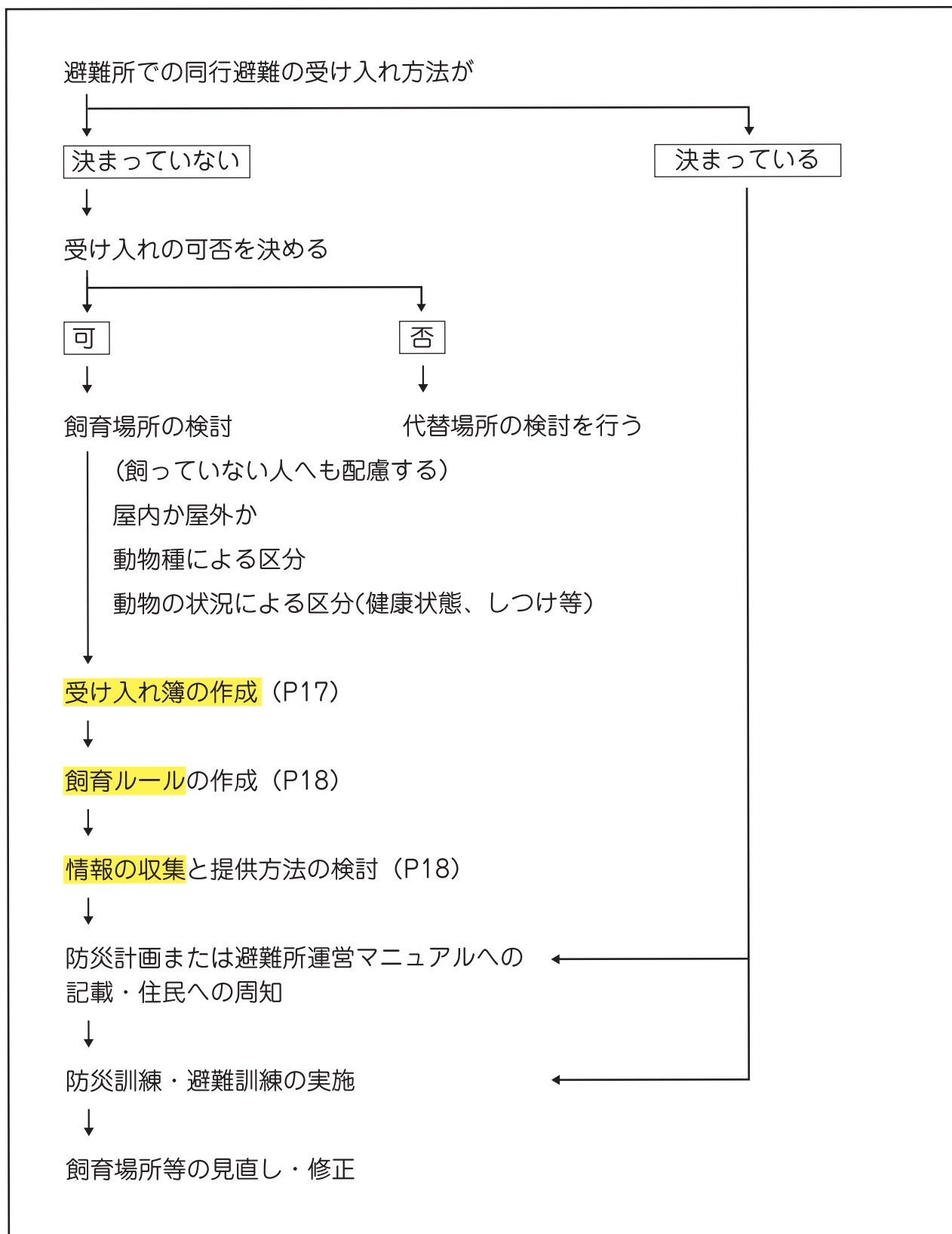


屋外の例：駐輪場や鉄棒、フェンスを利用
（屋根がない場合はブルーシートやテント
等を使って風雨除けをしましょう）



屋内の例：飼育場所専用部屋やペット飼育者
専用部屋にできる場合

<ペットとの同行避難体制推進手順>



2. 災害発生時

自治体からの避難呼びかけに伴いペットの飼い主は指定の避難所に同行避難されま
す。

飼い主に対し他の避難者への配慮や衛生面での協力保持を求め、施設の受け入れ可
能な範囲で、ペットの同行避難に対応をするものとします。

また、保護された飼い主不明の動物について滋賀県動物保護管理センターが対応す
るまでの間、一時的な保護についてできる限り御協力願います。

(1) ペットの同行避難受入れの判断

選定していた避難所の飼育場所の被災の有無および使用可能かの確認を行い、災害が発
生した場合、市町にあっては指定避難所におけるペットの受入頭数を把握するものとしま
す。また、避難者のペットの種類やペット避難用品の保持状況等から受入可否の判断をし
ます。

(2) 避難所での受入れ

- ア. 飼育場所の設置。
- イ. ペットと同行避難してきた人の飼育場所への誘導、動物の受付。
- ウ. 同行避難者に対する、避難所での飼育マニュアルの説明。
- エ. マニュアル等の説明をする余裕がない場合、一時的な仮置きなどを指示。

原則として居室へのペットの持込みは制限することが必要ですが、施設に余裕が
あり、ペット同伴を望む避難者が多い場合などは、避難所運営会議などで対応を検討
します。

また、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）は居室への同伴が必要となるので、
避難所での受入れ体制を整える必要があります。

【平成28年3月現在、県内17頭（盲導犬12、介助犬3、聴導犬2）】

ペットに係る相談は、県動物救護本部もしくは動物保護管理センターへ相談する
よう勧めます。

(3) 飼育場所の管理・運営

動物飼育場所で不足している物資などの要望を、**県災害対策本部経由**で県動物救護本部へ伝達してください。

状況に応じ、無理のない範囲で飼育場所の管理・運営に御協力願います。

(4) 飼育場所の閉鎖

避難所が役目を終わるときには動物飼育場所もその役目を終わります。

飼育場所の役割を終えた段階で飼育場所を閉鎖してください。

(5) その他

保護された飼い主不明のペットについてできる限り御協力願います。

動物保護管理センターが対応するまでの間、動物飼育場所に収容してください。

その動物については、他の飼い主同士が連携して自らのペットと同様に飼育するようにしてください。

保護された飼い主不明の動物が犬であった場合、可能な限り、犬登録台帳等で飼い主を探すよう努めてください。

同行避難者等から飼育場所の環境改善についての要求があった場合、可能な範囲で対応していただくものとし、それを超える場合には県動物救護本部へ相談してください。

収容されている飼い主不明の動物について、動物保護管理センターへ御連絡ください。また、譲渡先を探すお手伝いをお願いします。